

(問1) 「従たる施設については麻薬管理者の設置が必要」とあったが、従たる施設においてその人だけが麻薬を施用する場合でも、別に管理者を設置する必要があるのか。

→麻薬の管理上、麻薬管理者をおく必要があります。

当該施設を従たる業務所とする麻薬施用者のみが診療に従事する施設については、開設者は麻薬管理者を置かなければ施設内で麻薬を保管・管理することはできません。

(問2) 診療録の記載について、当院で使用しているシステムでは処方箋の情報を取り込むことができるが、取り込んだ内容をもって診療録に記載していると考えてよいのか。

→施用の都度、記載が必要な項目が満たされており、診療録と一体化されていれば、麻薬及び向精神薬取締法上は問題ないと考えます。

ただし、手引きにも記載があるとおり、診療録への記載は施用の都度行うこと、アンプル・バイアル単位ではなく実際に施用した量を記載することなど、いくつかの注意点がありますので、適切な記載をお願いします。